

漁場の所有・利用形態 — 韓国のワカメ漁場を事例に —

Possession / Use form of fishery : An example about
a Korean wakame seaweed fishery

李 善 愛

韓国では海藻の利用は多いが、とくにワカメは日常の食料だけでなく、近代医学が発達した今日においても命の尊さを司るため行われる儀礼の供え物として用いられている。また、安価の養殖ワカメが大量生産されているにもかかわらず、天然であることで高級贈答品としての社会・文化的価値を生み、経済的価値の高い商品として用いられている。同時に韓国ではワカメが採取できる藻場（岩）は土地と同じく不動産としての価値が付けられている。そのため、ワカメ漁場の所有・利用形態は村ごとに異なり、複雑であるが、ワカメ漁場の所有形態はほとんど共有であり、その利用形態は村民か漁村契員がくじ引きをし、共同で生産・分配するか個人で生産・所有するものとして特徴づけることができる。これはワカメに対する社会・経済・文化的価値が、独特のワカメ漁場の所有・利用形態を作り出していると思われる。なお、漁場面積は減り、漁業者数は毎年減少しているにもかかわらず、ワカメ漁場利用が綿々と続いているのは、ワカメ漁を行う村の生業形態が専業ではなく半農半漁であることと、ほとんどが海女によってワカメ漁が行われていることを明らかにした。

キーワード：ワカメ、海女、漁場、持続的利用、漁業権

目 次

- | | |
|-------------------|--------------------|
| I はじめに | IV ワカメ漁場の所有類型別利用形態 |
| II 農・漁家、農・漁家人口の推移 | V おわりに |
| III ワカメと韓国人 | |

I はじめに

現在、海は、漁業者の老齢化、後継者問題、環境汚染、資源枯渇などの諸問題を抱えている。本研究は「漁場の所有・利用形態—韓国のワカメ漁場を事例に—」をとおしてワカメ漁場の所有・利用に関する実態を明らかにしたい。そこから海の持続的利用や漁業者確保問題を考える出発点

にしたい。

漁場研究には、朴九秉の漁業権制度の歴史の変遷過程や日韓比較研究（朴九秉、1991）や韓圭高の漁村契による共同漁場の生産と運営に関する研究（韓圭高、1993）がある。前者は文献資料を中心にした広範囲での漁場研究である。一方、後者は現地調査による事例研究であるが、漁場利用の実態より漁村契の運営に中心が置かれている。そのため、漁場の所有・利用の実態に関する研究は皆無に近い。

漁場の所有・利用には様々なしきたりや慣行がある。これらしきたりや慣行は、地域漁民が環境や社会変化などに対応し、海を保存しながら利用する中で培ってきたものである。しかし、毎年、干拓や大規模建設により、漁場面積は減りつつあり、市場に流通する水産物の8割が輸入物に代わっている。その中で海の資源を如何に保全し、漁業者を確保するかが大きな問題となっている。そのため、漁場の所有・利用をめぐる様々なしきたりや慣行の研究は海を持続的に利用するための大きな手がかりになると思われる。

II 農・漁家、農・漁家人口の推移

2003年度統計資料によると、漁家人口数をもっとも多い地域は南海岸で全体漁家数（約22万人）の約64%（約14万人）を占めている。次は西海岸で23%（約5万人）であり、その次は東海岸で14%（約3万人）を占める。こうした漁家人口数は、農家人口数の約6%に過ぎない。しかし、農家も漁家も毎年その数が減っている。表1によると、農家の年間平均増減率は-1.93%であるが、漁家は-4.66%である。また、農家人口の年間平均増減率は-3.43%である反面、漁家人口は-6.6%である。毎年、漁家は農家より約2.4倍減少し、漁家人口は農家人口より約2倍近く減少していることがわかる。農家は、高齢化や台風などの自然災害による離農、都市への転出、転業などで減少している。一方、漁家は干拓地及び仁川国際新空港、原子力発電所など大規模施設の増加による漁場の減少、沿近海水産資源の持続的減少、教育及び転職などによる転出などで減少している（統計庁農水産統計課 2003）。さらに漁業を賤業とみなし、漁業者の生活や文化に対する社会的価値や認識が低いことも漁家や漁家人口数の減少の大きな理由である。

III ワカメと韓国人

1 ワカメの生産と利用

海藻は古くから食料、肥料、薬、儀礼での供えものとして利用し、現在はお菓子や化粧品など様々なところで利用している。世界の海藻の生産量を国別にみると、中国が極めて多く全体生産量の約63%を占め、日本、韓国がその次になる（図1）。

漁場の所有・利用形態－韓国ワカメ漁場を事例に－（李 善愛）

韓国における海藻の総生産量は約78万トンで、この中の97%の75万トンが養殖によるものである。図2は韓国における養殖食用海藻の海域別生産量を表したもので、海藻の生産量は南部沿岸地域がもっとも多い。主な養殖海藻はノリ、ワカメ、コンブ、ヒジキ、アオノリであるが、その中でノリ、ワカメの生産量が著しく多い。1994年現在、韓国のワカメ生産量は年々増しており、天然、養殖含めて日本より4倍以上多い（図3・4）。

韓国でのワカメの養殖は1963年から延縄垂下式養殖法が普及し、1974年には生産量が急激に増加した。しかし、生産量の急増は価額の暴落をもたらしたので、その翌年からは生産量を抑制し、塩蔵ワカメの生産技術を普及させた。それから日本への輸出量も増し、養殖ワカメは漁民の重要な収入源となっている（水友会 1987：493-494）。

表1 農・漁家、農・漁家人口の推移

(単位：戸、名、%)

年度	農家数	増減率	漁家数	増減率	農家人口	増減率	漁家人口	増減率
1994	1,557,989	2.2	110,415	- 2.8	5,167,420	4.4	381,864	- 5.6
1995	1,500,745	- 3.7	104,480	- 5.4	4,851,080	- 6.1	347,210	- 9.1
1996	1,479,602	- 1.4	101,677	- 2.7	4,692,040	- 3.3	330,464	- 4.8
1997	1,439,676	- 2.7	99,912	- 1.7	4,468,172	- 4.8	323,383	- 2.1
1998	1,413,017	- 1.9	98,972	- 0.9	4,399,643	- 1.5	322,229	- 0.4
1999	1,381,637	- 2.2	97,754	- 1.2	4,209,799	- 4.3	315,198	- 2.2
2000	1,383,468	0.1	81,571	-16.6	4,031,065	- 4.2	251,349	-20.3
2001	1,353,687	- 2.2	77,717	- 4.7	3,933,250	- 2.4	234,434	- 6.7
2002	1,280,462	- 5.4	73,124	- 5.9	3,590,523	- 8.7	215,174	- 8.2

(統計庁農水産統計課 2003年を参考に作成)

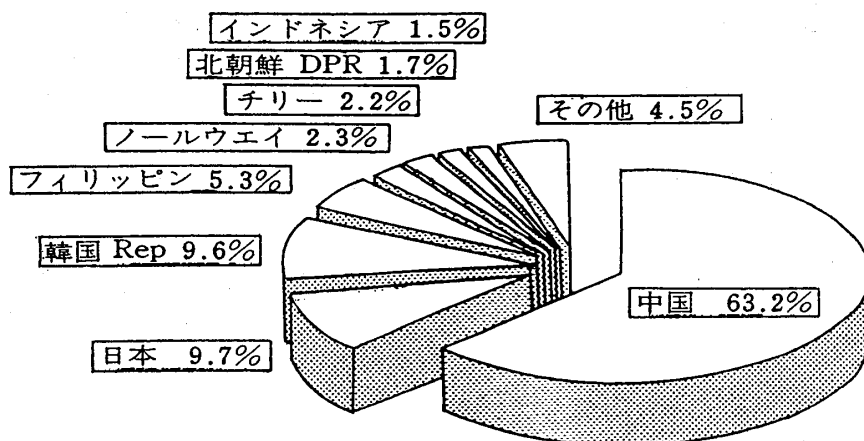


図1 海藻の国別の全生産量 (山田、2000)

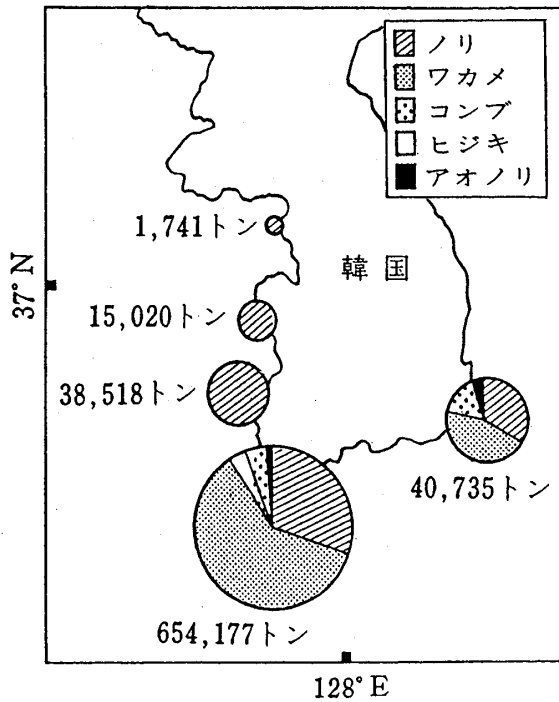


図2 韓国における養殖食用海藻の海域別生産量 (山田、2000)

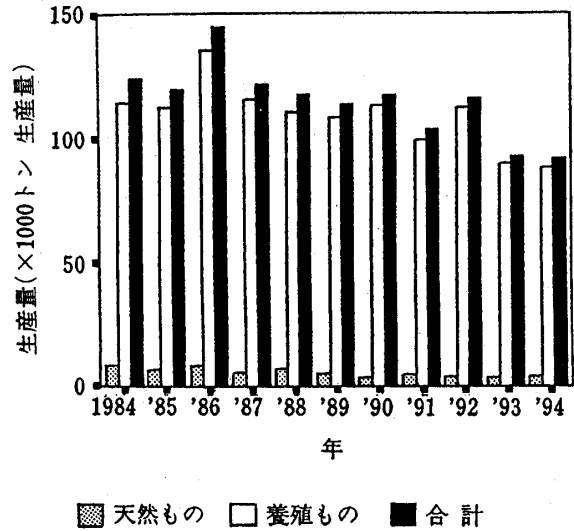


図4 日本におけるワカメの年間生産量 (山田、2000)

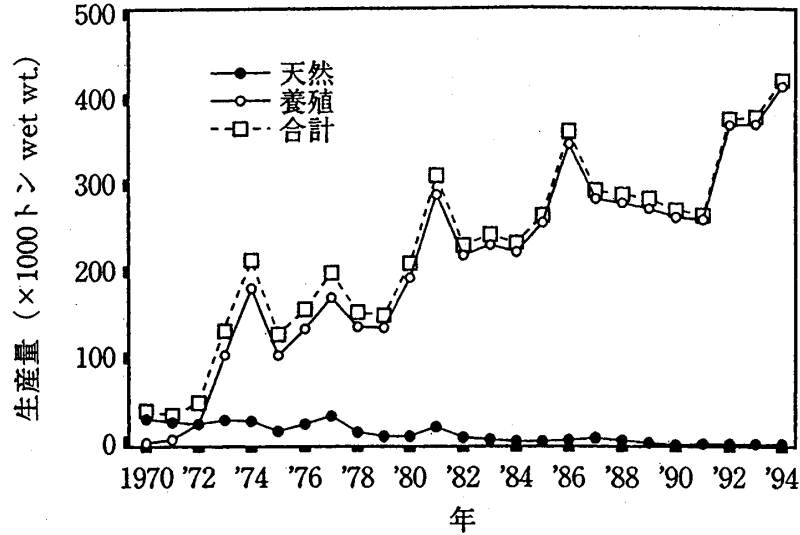


図3 韓国におけるワカメの年間生産量 (山田、2000)

ワカメは韓国語でミヨクという。古くから食べられてきたが、文献資料にその記録が登場するのは11世紀頃である。1123年末の使者徐兢が編纂した見聞録『高麗図経』によると、「ワカメは身分の貴賤に関係なく好んで多く食べている」と記している。また、1451年に完成した『高麗史』に王が王子にワカメ漁場を下賜したという記録からもワカメ利用の歴史が古いことがわかる。現在においても先述した養殖ワカメの生産量からわかるように、輸出以外にも干したのから生のものまで大量のワカメが幅広く使われている。

とくに、ワカメは命の誕生にかかわる儀礼での供え物として利用している。干したワカメは、産神膳に供える物として欠かせない（写真1）。また、ワカメは産後の産婦が汁にして食べると、乳の出をよくするといわれ、ワカメがお産の準備物として必需品であるのは、ワカメにはカルシウムやヨードが多く含まれているため、カルシウムの摂取を要求される出産後の産婦に良いからである。また、繊維が多いので腸の運動を良くし、刺激が少ないからであるという。そのため、産婦が食べる干しワカメは、広くて長いものを選び、値切らないで買う。また、買ったワカメは折ると産婦が難産をするので、折らないという。ワカメが誕生と関わっているためか韓国人は誕生日に必ず赤飯と一緒にワカメスープを食べる。慶州の一部地域の言い伝えによると、誕生日にワカメ汁を食べると人徳があるという。

ワカメは、1970年代から安価の養殖ワカメの大量生産により、天然のワカメの値段が暴落し、ほとんど採らなくなった。ところが、1990年代からの健康ブームにより天然ワカメが見直され、値段が高騰し需要が拡大した。天然のワカメ (*Undaria pinnatifida*) は、低潮線付近から漸深帯（2～5 m）の岩礁に着生している1年性植物である（千原 1990：43）。ワカメの採取期は春の3月から5月の間であるが、実際の採取期間は2、3日間に過ぎない。そのため、総生産量は極めて少ない。干した天然ワカメの販売価額は、2004年現在、1オリ（幅30cm長さ2m）で15万ウォン（15,000円）である。

いつからワカメを産後の食べ物や産神膳の供え物として、また誕生日の食べ物として用いられてきたのかは定かではない。しかし、後で述べるワカメ漁場に関する記録が古いことからワカメが食生活でのおかずとして儀礼での供え物として用いられたのは古くからの風習であると推察される。このようなワカメ漁場の所有・利用形態の変遷過程については、戦前と戦後に分けて概観してみよう。

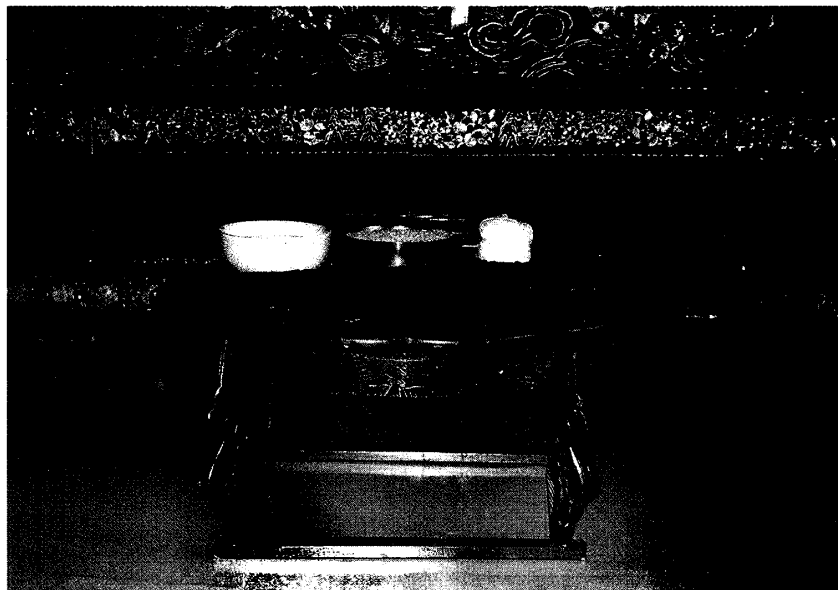


写真1 産神膳に供えられた干しワカメ

2 ワカメ漁場の所有・利用形態の変遷過程

1) 戦前のワカメ漁場の所有・利用形態

漁場は高麗時代から収税源として価値が高く、土地に劣らないほどで、土地とともに王子への下賜の対象の1つであった。こうした漁場は原則的に国有であったが、高麗王朝末期に権豪が占奪した。時代が下るにしたがって漁場国有の原則は土地の場合と同じく崩壊し、権門勢家によって私占化していた。とくにワカメ漁場は、経済的価値が高かったので好個の私占対象となっていた。李朝時代末期における漁場所有形態は複雑であるが、最末期におけるその実態と変遷過程は詳しく把握することができる(朴九秉 1991:224-264)。

たとえば、『韓国水産誌』第2輯によると、「咸鏡南道明川郡は若布の産地として本道第一に属し(中略)其著生場所に公岩、私岩の別あり、公岩は元と宮内府内蔵院の所属たりしか国有に帰せり、黄津、中坪、浦項、葛麻浦の四箇村共同の特許地たり、私岩は地先各部落の共有にして其採取権は転売し得るものなりとす」と記述している(農商工部水産局編 1910:104-105)。つまり、公岩は国有として4個の村が共同利用しているが、私岩は地先村有として各地先村民が共同で利用している。

地先村民の各漁場利用形態をみると、全羅南道黒山島の「若布海蘿の採取場所は各戸其配当を受ける場所へは猥りに他人の採取を許さず」(農商工部水産局編 1910:347)とあり、黄海道における「ワカメ漁場は、採取期に至れば夫れ夫れ区画を定めて採取し、相互に其領域を犯すことなし、(中略)其慣行は村落によりて異同あり、或は一村内を限りて各自随意に採取する処あり、或は区画を制定して採取権を入札に付する処あり、然れども村民共有の場所最も多し」とある(農商工部水産局編 1911:287)。ここからみると、地先村有のワカメ漁場がもっとも多く、その漁場の利用形態は村ごとに異なっていることがわかる。

一方、ワカメ漁場を「地方の富豪又は両班において之が採取を独占し、部落漁民にして之が採取をなさんとする場合は、高率の採取料を是等の者より徴収」した場合もある(石川 1924:42)。このワカメ漁場の事例は、富豪あるいは両班の個人が私有し、村の漁民が小作人として個人のワカメ漁場を利用していたのである。

これらの事例から戦前におけるワカメ漁場は、国有と私有の2つの所有形態に代表され、その主な利用形態は複数の村人による入り会いと、各地先村内の村民による共同利用であることがわかる。

2) 戦後のワカメ漁場の所有・利用形態

戦後、韓国の水産業法は米軍政による漁業自由化によってそれまでの慣行は白紙化され、漁業秩序の混沌状態もあったが、紆余曲折を経て1953年「水産漁法」が公布された。それから改正を繰り返し1976年には漁村契に漁業権所有を認めて法人化し、漁村契に地先の共同漁業漁場を管理させるようになった。

漁村契は、一定の地区内に居住する漁民が設立する地区別漁業協同組合の下部組織的性格をもつ水産団体である。1962年水産業協同組合法の改正により、漁村契単位の協業生産を誘導して漁業生産力増進を図る目的で創設され、ワカメ漁場の漁業権は自動的に地区別漁村契に移管された。しかし、新制度が定着するまでは地先住民と前ワカメ岩主との間にワカメ漁場の漁業権を巡る紛争や、漁村契員と慣行入漁権を持っている済州島の海女たちとの葛藤が絶え間なかった。その中で形成されてきたワカメ漁場の実態については、1980年代から2004年現在に至るまで慶尚北・南道や済州道を中心に調査した7つの事例を中心に分析する。その事例の概要については以下のとおりである。

3 調査地の概要

1) 慶尚北道鬱陵郡鶴圃里（図5-1）

鬱陵島鶴圃里は、世帯数31戸、人口64人であり、漁家は20戸で漁村契員数は12人の半農半漁村である。漁場の大きさは50.8haであり、海女は一人もいない。

ワカメ採取期は毎年4月中旬から5月中旬までの間であり、ワカメの成長具合を見てから口開け日や区域別人数配当を漁村契会議で決める。ワカメ採取の参加者は漁村契員であるが、年によっては非漁村契員や村の住民も参加する場合もある。参加する人は入漁行使料3万ウォン（3千円程度）を漁村契に払うだけである。

ワカメ漁場は5つの区域に分けている。区域別境界はだれでもわかりやすい岩などを基準にする。1つの区域は村から遠いため共同漁場として非漁村契員、村人が利用する。区域別漁村契員の人数割当は入漁行使料を払った順番でくじ引きをして決める。くじ引きで決まった区域が気に入らない場合は希望する区域の人と相談して交換することができる。

ワカメ採取は同じ区域の人たちが共同で行ない、採取と乾燥の過程にかかった諸費用を除いた分を現物で平等に分け合う。ワカメ口開け当日を「ワカメ令」という。初回に採ったワカメは品質がよく全体採取量の2割程度の量を占めるので、ワカメ令の下りる初日は漁村契員全員が参加できる日を選ぶ。2回目からのワカメ採取日は区域別自由である。

しかし、1985年までは朝7時頃、ワカメ採取令のサイレンが鳴ってから村人全員が一斉に海に入って好きところで自由にワカメを採取することができた。そのためワカメ令の下りる前日の夜、ワカメのよくとれるよい場所にだれより早く入るため、その場所に近いところを確保して家族で寝ながら待機するほどであった。また、競争の激しさのあまり波が高くても海に入ってワカメを採り、死者が出る事故が起きてから区域を決めて採取するようになった。ワカメは筏船やFRP船に乗って鏡でのぞいて磯鎌で採取する。ワカメの生産量は総操業期間20日の間、年間平均3千kgである。ワカメの採取と乾燥に至るまでは同じ区域の共同作業で行い、共同分配する。販売先は各個人が村を訪れる観光客や土産専門店であり、かつ陸地に嫁いでいる娘に頼んでいる。

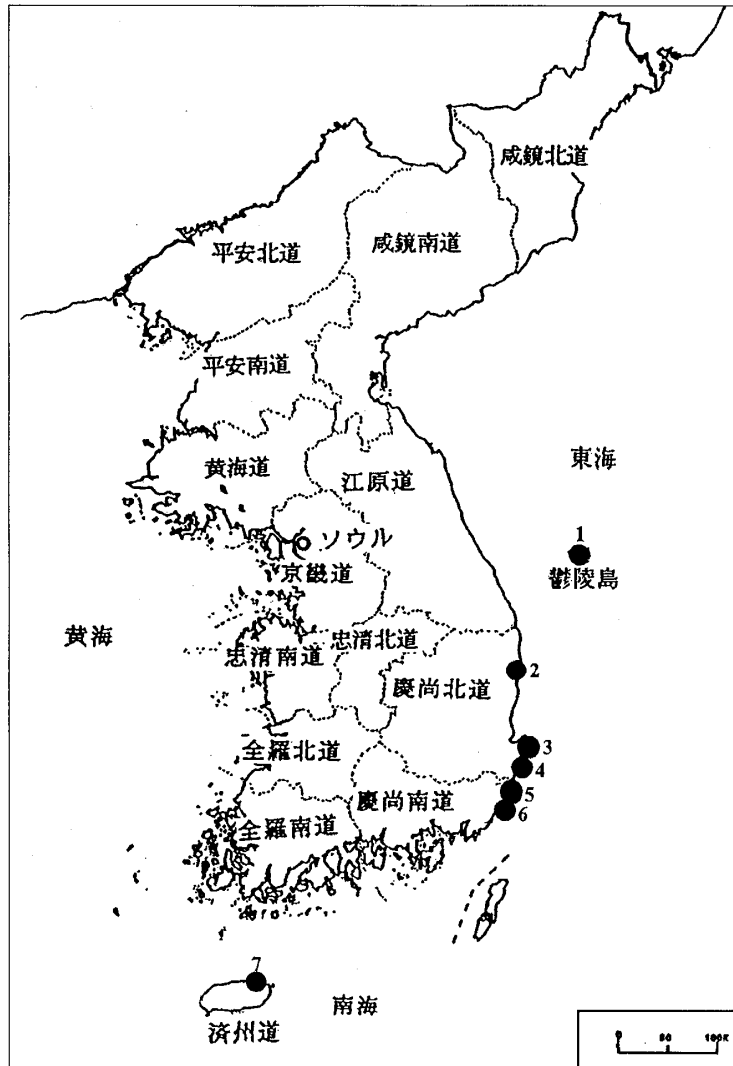


図5 ワカメ漁場調査地 (1: 鶴園・2: 巨逸里・3: 龍珠里
4: 石塀・5: 旧柳里・6: 朱田洞・7: 東金寧里)

2) 慶尚北道蔚珍郡巨逸里 (図5-2)

巨逸里は1987年現在、世帯数190戸、人口912人の半農半漁村である。漁場の大きさは120.2haであり、ワカメ採取には160戸が参加している。

ワカメ漁場は7つの採取区域に分かれ、その区域は毎年、定期的に替えている。ワカメ採取は巨逸洞における伝統的な生業として、共同採取し・共同分配の形をとっている。区域への成員の配定及び共同採取方法は、1区域に何戸を割り当てるかは前年の作況による。すなわち、去年ワカメが豊作であったワカメ岩には多くの成員(戸)を配定し、その逆の岩は成員数を減らす。参加資格は「洞中自治規約」規定により、新入者の入戸料は白米2斗であり、分家者も外地からの転入者も同額である。

ワカメ漁場利用者の資格は、漁村契員となり、満1年が経過しているものであり、漁村契員ではない者は入参して満3年が経過しているもの、外来人は入参後、5年経過しているものである。

漁場の所有・利用形態－韓国ワカメ漁場の事例に－（李 善愛）

引っ越しのとき、あるいはムラに家があっても2ヶ月以上起居しないと漁業権を返納しなければならない。区域別人の配置は、毎年くじ引きによって割当てられる。くじ引きは毎年6月15日（ワカメ採取後）に洞中の運営委員が主管して行っている。分配は採取したワカメをマツトリという竹カゴに入れ、区域員数にあわせて均等に分配する。区域員たちは予め自分の持ち物などを標識物として区域長に手渡しておく。区域長は配分終了後、ワカメの入っているカゴの上に標識物を載せ、各々の区域員たちの持分がわかるようにする。その前、区域長と採取に動員された船に対しては1歩合を配当する。ワカメ採取に参加するものは行使料として年間約400円をムラに納めてムラの共同経費として支出されている（朴光淳 1991:435-449）。

3) 慶尚北道浦項市龍珠里（図5-3）

龍珠里は2003年現在、世帯数は542戸、人口約1600人の半農半漁村である。村は大きな港に面し、バスで30分かかる所には大きな工業都市がある。漁村契員は275人であり、その中、海女数は59人である。済州島出身海女は約20人で、50年余り前、済州島から海女が来て定着している。残り39人の海女は地元の人であるか、近所の村から嫁に来て海女になった人である。

ワカメ採取は3月中旬から5月末の間で行う。ワカメ漁期は漁村契の契長が決める。西風（ハニバラム）が吹き、晴れの日を選ぶ。ワカメ漁場の面積は71haであり、ワカメの採取日数は年平均3日間である。

ワカメ漁場は、1962年まで個人所有で、ワカメ採取はワカメ漁場主が筏か船を利用して行った。30人余りのワカメ漁場主は、採取したワカメを売った収入の一部を出し合って3年おきに行う洞祭の費用に充てていた。しかし、済州島の海女が出稼ぎに来てからは海女によってワカメ採取が行われるようになった。1962年の水産業法改正により、ワカメ漁場漁業権は個人から漁村契の共同所有となった。それから2001年まで、ワカメは漁村契員の海女たちによって共同で採取し、海女の数ほど均等に分配をしていた。ワカメ漁場は10組に分けて10月頃にくじ引きをし、組ごとに人数配分をした。その際、年寄りの海女には浅いところの漁場を配分した。くじ引きが終わると、組それぞれ天気のよい日を選んでワカメ岩の掃除をした。ワカメ採取期は漁村契長が決めた日に行い、採取したワカメは同じ組員の間で均等に分け合った。また、漁場間の境界地域のワカメは一緒に採取して半分ずつ分け合った。

しかし、資源管理のためワカメ採取期を同じ日にしたため、漁場の外側と内側のワカメの成長具合の違いによるトラブルが絶えず、2002年からワカメ採取は、くじ引きをしないで自由に場所を選んで行われるようになった。漁場の外側のワカメは潮の影響で成長が早く、内側のワカメは成長が遅いため、ワカメをとる時期になると外側は腐りかけているので、該当区域の人は不満を訴えたり、他人区域のワカメをとったりするトラブルが多かったためである。それから年寄りに対する漁場の配慮は無くなった。しかし、ワカメ岩の掃除は共同作業で、漁村契長が決めた日に参加できなかった人には罰金5万円を払わせている。

海女たちが干すワカメの長さは、もともと2m前後だったが、天然ワカメの値段がよくなってから早く干して売するため、現在はワカメの長さは半分にし、ワカメの量を少なく薄くして干す。干し作業の日当は2003年現在、1人当たり1万ウォン（約1千円）である。

4) 慶尚北道浦項市石塚里 (図5-4)

石塚里は2003年現在、世帯数185戸、人口650人の半農半漁村である。漁場面積は73.8haであり、漁村契員は105名である。海女は35人であり、済州島出身海女が8人で、他は地元あるいは近所から嫁にきて海女になった人である。地元女性が海女になったのは農作業と兼業ができること、潜る技術が簡単であること、ウェットスーツが導入されたためである。

ワカメ漁場の漁業権は個人にあり、その漁業権を持っている人は38人で、中には漁村契員ではない人もいる。ワカメの採取期は3月末から5月末までの間である。ワカメの採取は38人のワカメ漁場主が海女を雇って共同で採取する。採取したワカメの7割はワカメ漁場主が分け合い、3割は雇われた海女の間で分け合う。

漁村契長の話によると、1962年にワカメ漁場の漁業権を1度漁村契に移したが、ワカメ漁場主との葛藤や生産量が少なかったため、ワカメ漁場主に漁業権を取り戻したという。

5) 慶尚南道蔚山郡旧柳里 (図5-5)

旧柳里の漁村契員数は62人、海女は17人の半農半漁村である。漁村契長は里長が併任している。ワカメ漁場は「両班ワカメ岩」と呼ばれ、現在蔚山朴氏門中の所有になっている。村の言い伝えによると、10世紀初め頃、蔚山地方豪族朴允雄が高麗の太祖王からワカメ岩12区を下賜され、私岩として受け継いできた。ところで、18世紀頃国が公岩として取り上げられてしまい、それから3年間ワカメが凶作だったので、村民が朝廷に訴えてその一部を蔚山朴氏宗中の私岩として返還してもらえた。しかし、1962年水産業法の改正で第1共同漁場が漁村契に漁業権が移ることによって漁村契員の村民は蔚山朴氏宗中に税を納めなかった。これに対して蔚山朴氏宗中は政府に嘆願書を出し、1966年2月21日に大統領令によって私岩として再度認められるようになった。そして蔚山朴氏宗中は1966年にこの事実を確認する石碑を海岸に立てた。

村人は漁場の所有権を獲得するため、共同で採取したワカメを売った金で3年間の訴訟にかけたが、棄却された。それから10オリから15オリ程度のワカメを毎年蔚山朴氏宗中祭祀の供物として納めつづけている。

海女は済州島から出稼ぎに来てそのまま定着した人やその娘達である。済州島海女が出稼ぎに来るまでは、男子が船に乗って竿をつけた鎌でワカメを採っていた。海女は賤業と見なし、地元出身の海女はいない。

ワカメ岩の掃除作業やワカメ採取は隣地から来た海女や村の海女を日雇いする。その数は20人ほどである。海女には昼食、往復の交通費を提供し、日当はワカメ1オリの値段に当たる。ワ

漁場の所有・利用形態－韓国のワカメ漁場を事例に－（李 善愛）

ワカメ岩掃除は10月から12月の間の凧の日にし、ワカメ採取は4月から5月の間、北西風が吹いて晴れた日が4、5日続く日を選んで行う。ワカメ採取や岩掃除時期は漁村契長が決める。立冬を基準にその前後の10日間が適切な時期とみている。採取したワカメはそれまでかかった諸費用と蔚山朴氏宗中に納める量を除いた残りから漁村契員が共同で分配する。各々分配したワカメは個人的に販売している。

6) 慶尚南道蔚山市朱田洞 (図5-6)

朱田洞の漁村契員数は160人、海女は81人の半農半漁村であるが、村は大きな工業都市に隣接している。済州島海女は7人で、漁場面積は266.6haである。ワカメ採取は漁村契員全員が参加して個人で採取し、個人で販売する。ワカメ採取期は3月末頃から5月の半ば頃まで行われる。採取はほとんど海女によって行われ、採取日は海女個人で決める。

ワカメ漁場は8つの区域に分け、区域ごとに漁村契員を配分する。区画別の配分人数は、毎年のワカメ採取量で調整する。区域別人数はくじ引きで配分し、くじ引き日は毎年、盆の後日の旧暦の9月16日である。くじ引きは漁村契員全員が集まり、1人も不満の無いようにして行う。ワカメ漁場配分のくじ引きは終わると、10月から12月の間に晴れた日に仕事の合間で個人別にワカメ岩掃除作業を行う。ワカメ岩の掃除・採取ができない人は、漁村契員に自分の岩を現金で売るか、ワカメの収穫量を半分に分ける条件で知り合いの海女に頼む。あるいは岩の掃除を海女に頼んで、収穫したワカメ量の10分の1を労賃として現物のワカメあるいは現金で払う。それを頼まれる相手は、親しい関係にある海女か親戚の海女になる。その割合はワカメ岩の掃除や採取に直接関わる人は全体漁村契員数の約5割以上であるが、人に頼む場合は約3割で、現金で人に売るとは約1割を占めている。しかし、ほとんどのワカメ岩の掃除やワカメ採取は海女が行っている。

7) 済州道北済州郡東金寧里 (図5-7)

済州島東金寧里は、漁村契員数325人、海女は105人の半農半漁村である。海女はほとんど本人が漁村契員であるが、夫が漁村契員である場合もある。漁場面積は325haである。ワカメの採取日は漁村契会議で決める。ワカメ採取期は2月から3月の間で、天気がよい日に行うが、年平均採取日数は3～5日間である。

干したワカメは共同倉庫におき、農業協同組合をとおして観光客にほとんど売っている。昔はワカメが重要な現金収入源であったが、1989年完島を中心とした全羅南道一帯で安い養殖産ワカメの大量生産が始まり、済州島の天然ワカメ採取は中断された。それからは個人で消費する程度で採り、他はアワビ、サザエの餌にするため放置しておいた。天然ワカメの生産量が多いが、販路がなく、陸地から安い養殖ワカメが大量に島内に入って来るので価額競争にもならなかった。また、柔らかい養殖ワカメの味に慣れ、少し硬い天然ワカメは好まれなかった。しかし、農業協

同組合ブランドとして包装し、その包装にはワカメの調理法や美味しい食べ方を書いてからよく売れるようになった。そして1995年から本格的に販売を再開した。

ワカメ漁場は区域によって採取量が異なるので、公平性を保つため漁場を村の数ほど分けて1年を単位に8つの村の海女が輪番で利用している。村によって海女の数異なるが、1区域につき44名から38名の海女を配置している。ワカメは海女が共同生産・販売してその利益は共同で分配しあっている。

表2 ワカメ漁場の村別現況

(単位：名)

村名	生業形態	漁場の面積	漁村契員数	海女数	済州島出身の海女数	採取者数
鶴圃里	半農半漁	51 ha	12	0	0 (0%)	15
巨逸里	半農半漁	120 ha	—	0	0 (0%)	166
龍珠里	半農半漁	71 ha	275	59	20 (34%)	59
石塀里	半農半漁	74 ha	105	35	8 (23%)	35
旧柳里	半農半漁	—	62	17	17 (100%)	20
朱田洞	半農半漁	267 ha	160	81	7 (9%)	96
東金寧里	半農半漁	325 ha	325	105	105 (100%)	105

以上の事例をまとめてみると、7つの村は生業形態が半農半漁であることや、済州島出身の海女のいない鶴圃里や巨逸里を除いた5つの村は、その数からみてワカメの採取者のほとんどが海女であることから、ワカメ採取は半農半漁の村で海女を中心に行われていることがわかる(表2)。

また、現在のワカメ漁場の所有形態はほとんど共有であり、その利用形態は村民か漁村契員がくじ引きをし、共同で生産・分配するか個人で生産・所有するものである。このようなワカメ漁場の所有・利用形態は、ワカメ利用の多い日本には管見によればほとんど見あたらない。その理由については日韓両国における海藻利用とその漁場の比較研究が必要であると思われる。

IV ワカメ漁場の所有類型別利用形態

韓国における現在のワカメ漁場の所有類型には、漁業権の所在によって共有型と私有型の2つに分けられる(表3)。共有型とは、ワカメ漁場の漁業権が地先漁民の法人団体である漁村契にある場合である。漁民の生産増大と効率のよい漁場や資源管理のため、ワカメ漁場の漁業権が漁村契に移管され、運営されているからである。一方、私有型は漁場の所有権が個人あるいは一族にある場合である。共有型の村は鶴圃・巨逸・龍珠・朱田・東金寧村、私有型は旧柳・石塀村であり、共有型が多数を占めている。

表3 ワカメ漁場の所有類型別利用形態

所有類型	村名(図)	漁場の主な利用者	1人当り利用面積	漁期の決め手	漁場利用形態	生産形態	分配形態
共有型 (漁村契)	鶴圃里(5-1)	契員・村人	3.40 ha	漁村契長	くじ引き	共同	共同
	巨逸里(5-2)	村人・契員	0.72 ha	村の運営委員	くじ引き	共同	共同
	龍珠里(5-3)	契員(海女)	1.23 ha	漁村契長	入会	個人	個人
	朱田洞(5-6)	契員(海女)	2.78 ha	漁村契長	くじ引き	個人	個人
	東金寧里(5-7)	契員(海女)	3.10 ha	漁村契長	輪番	共同	共同
私有型 (岩主)	旧柳里(5-4)	海女	—	漁村契長	入会	小作	共同
	石堀里(5-5)	海女	2.11 ha	ワカメ岩主	入会	小作	個人

漁場の所有別利用形態をみると、共有型の漁場利用者は漁村契員あるいは村人であるが、主な利用者は漁村契員の海女である。私有型も漁場の実際の利用者は海女であるが、その場合の海女は単なる日雇いの賃金労働者に過ぎないのが共有型の海女との違いである。

次は1人当たりの漁場利用面積の大きさと漁場利用形態との関係を見ると、共有型は1人当たりの利用面積の大小に関係なく、くじ引きによって利用区域を分け合っている。よって1人当たりの漁場利用面積の大きさは漁場利用形態にあまり影響を与えないことがわかる。ただし、龍珠里は2002年から入会になっているが、それは長期的ものではなくくじ引きによる従来の利用方法に戻る可能性が高いと漁村契長はいうので、くじ引きの範疇で考えても差し支えないと思われる。また、東金寧村は各区域を地先村が輪番で利用し、各区域内での漁場利用は入会であるが、区域ごとのワカメを共同で生産・分配しているので共有型で考えたい。

一方、1人当たりの漁場利用面積の大きさはワカメの生産や分配形態に大きく関わっている。たとえば、鶴圃・東金寧村のように1人当たりの漁場利用面積が3 ha以上に大きい場合と、巨逸村のように1 ha以下の小さい場合は共同で生産し、共同で分配しあっている。しかし、龍珠・朱田村のように1人当たりの漁場利用面積が1 ha以上、3 ha以下の場合は生産・分配形態が個人であるところに注目したい。そこで1人当たりの漁場利用面積の大きさはワカメの生産・分配形態を決めるのに重要な要素になるのではないかと思われる。

さらに、大きな市場のある村の周辺環境もワカメの生産・分配形態に影響を与えると思われる。たとえば、鶴圃や東金寧村は島に立地し、ワカメの販売は島に来る観光客がほとんどであるが、その数は知れている。また、巨逸村は都市から離れている。その反面、龍珠・朱田村は大きな工業都市が隣接しているため、ワカメの需要も多い。そのため、他の村はワカメの生産・分配形態が共同であるのに対して、両村は個人であるからである。

一方、私有型の実際の漁場利用者はワカメ岩主で、海女は単なる日雇い賃金労働者に過ぎない。同じ私有型であっても旧柳里はワカメ漁場利用形態が複雑である。まず、ワカメ岩主は村に不在

しており、ワカメ採取とはまったく関わっていない。そのため漁村契長兼里長が漁期を決めて海女を雇い、ワカメを採取する。ワカメ岩主は毎年一定の採取量を納入してもらっただけである。そこから海女の賃金を除いたのを漁村契員間で共同分配しているからである。さらに、同じ私有型の石塀里は旧柳里よりワカメ漁場利用形態が単純である。ワカメ岩主は同じ村に在住しており、直接漁期を決め、村の海女たちにワカメを採取させてその生産量の3割を雇いの海女に賃金として支給し、7割をワカメ岩主が取るからである。

V おわりに

以上の7つのワカメ漁場の調査事例の分析からみると、現在韓国におけるワカメ漁場の所有・利用形態の特徴は以下の3点にまとめることができる。

第1は、ワカメ漁場の所有類型は共有型と私有型があり、共有型が多数を占めている。

第2は、ワカメ漁場利用形態はくじ引きによる漁場の割り当てである。漁場を毎年の平均生産量に併せて人数を決め、くじ引きで利用者を配置して共同構成員間の漁場利用機会の平等性と公平性を図っている。その主な利用者は出稼ぎに来た済州島の海女の影響により形成された地元の海女である。

第3は、共有型におけるワカメの生産・分配形態が共同と個人に分かれる大きな要素は、1人当たりの漁場利用面積の大きさと、ワカメの供給先が確保できる消費地のある大都市に隣接しているという村の立地条件である。

ワカメは、日常の食料としてだけでなく、近代医学が発達した今日においても命の尊さを司るため行われる儀礼の供え物としても依然として用いられている。また、天然であることで高級贈答品としての社会・文化的価値を生み、経済的価値の高い商品として用いられている。こうしたワカメに対する社会・経済・文化的価値が、韓国独特のワカメ漁場の所有・利用形態を作り出していると思われる。

かつ、漁場面積は減り、漁業者数は毎年減少しているにもかかわらず、ワカメ漁場利用が綿々と続いているのは、ワカメ漁を行う村の生業形態が専業ではなく半農半漁であることと、ほとんどが海女によってワカメ漁が行われているからである。

漁場の持続的利用を可能にし、一定の漁業者数を継続的に確保していくのはそう簡単な問題ではない。しかし、ワカメ漁場の所有・利用形態のさらなる事例研究をとおしてその問題解決の可能性を探っていきたい。

参考・引用文献

秋道智彌 『なわばりの文化史—海・山・川の資源と民俗社会—』(小学館、1995)

漁場の所有・利用形態－韓国のワカメ漁場を事例に－（李 善愛）

- 石川斎四郎 「朝鮮の漁業組合」『朝鮮之漁業』第1号（朝鮮水産会、1924）
- 李善愛 a 「韓国のお産文化の現在」『ペリネイタルケア』18-10、（メディカ出版、1999）
- 李善愛 b 「韓国のお産文化」『宮崎公立大学人文学部紀要』7-1（宮崎公立大学、1999）
- 李善愛 a 『海を越える済州島の海女-海の資源をめぐる女のたたかい』（明石書店、2001）
- 李善愛 b 「韓国海女の歴史－ワカメ漁場利用をめぐる－」『青丘学術論叢』第19集（韓国文化研究振興財団、2001）
- 金元圭 『漁業戦争』（太和出版、1970）
- 水友会 『現代韓国水産史』（高麗書籍、1987）
- 千原光雄 『標準原色図鑑全集 15 海藻－海浜植物－』（保育社、1990）
- 統計庁農水産統計課 『2002年農業及び漁業基本統計調査結果』（統計庁、2003）
- 農商工部水産局編 『韓国水産誌』第2輯（朝鮮総督府、1910）
- 農商工部水産局編 『韓国水産誌』第3輯（朝鮮総督府、1910）
- 農商工部水産局編 『韓国水産誌』第4輯（朝鮮総督府、1911）
- 韓圭高 『共同漁場と漁村－その制度と生産を中心に－』（チャムハン、1993）
- 朴九秉 「漁業権制度と沿岸漁場所有利用形態」益田庄三編『日韓漁村の比較研究』（行路社、1991）
- 朴光淳 「漁業共同体－慶北・巨逸洞と島根・笠浦地区を中心に－」益田庄三編『日韓漁村の比較研究』（行路社、1991）
- 山田信夫 『海藻利用の科学』（成山堂書店、2000）